

浜田市人権尊重推進委員会について

1 設置目的

- (1) 人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）策定、変更に係る調査・審議
- (2) 基本計画の検証・評価（基本計画は、浜田市人権教育・啓発推進基本計画です。）

2 参考条文（浜田市人権を尊重するまちづくり条例の一部抜粋）

（人権施策の推進）

第 9 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。
- (4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

（浜田市人権尊重推進委員会の設置）

第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

3 浜田市人権を尊重するまちづくり条例等

別紙のとおり